

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	事業年度別	前事業年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)			当事業年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)		
		売却原価	売却額	売却損益	売却原価	売却額	売却損益
社 債		—	—	—	100	100	0
合 計		—	—	—	100	100	0

(売却の理由) 当事業年度は発行体の買入消却の要請に応じたためであります。

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	事業年度別	前事業年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)			当事業年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式		1,744	55	150	1,780	92	106
債 券		67,924	784	139	94,506	785	74
	国 債	65,857	773	49	78,644	682	71
	地 方 債	—	—	—	2,005	9	—
	社 債	2,066	10	90	13,856	93	3
外 国 証 券		895	—	4	193	—	6
そ の 他		468	25	29	1,873	299	—
合 計		71,032	865	324	98,354	1,176	187

減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額は、該当ありません。

当事業年度における減損処理額は、264百万円（うち、社債98百万円、外国証券165百万円）であります。

なお、当該有価証券の減損処理については、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

● 金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託 該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託 該当ありません。